

男女共同参画 コーナー

今までより育児休業が とりやすくなる!?

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)、
Eメール: kyoudou@city.iwakura.lg.jp

育児休業とは、働いている世帯に子どもが生まれた際、育児のために退職することなく仕事を休むことができる制度です。女性だけでなく男性も取得できますが、取得率には大きな開きがあります(令和2年度の取得率=女性:81.6%、男性:12.7%)。

男性が育児休業を取得しなかった理由として、「職場の雰囲気、理解不足」、「収入を減らしたくない」、「自分しかできない仕事がある」などがあげられています。この度、より多くの人々が制度を利用できるよう育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から順次、施行されます。

●令和4年4月施行の改正のポイント

- ★事業主が環境を整え、制度の周知と利用の意向を確認することを義務化する。
- ★妊娠や出産について、労働者(本人または配偶者)から申し出があったときは、個別に制度の周知と利用の意向を確認する。
- ★雇用期間が定められた労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和する。

男性、女性ともに育児休業について考えるよい機会ですので、ワーク・ライフ・バランスの視点から子育てへの携わり方を見つめ直してみたいかがでしょうか。

男女共同参画基本計画推進委員会委員を募集します

協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)、Eメール: kyoudou@city.iwakura.lg.jp

男女共同参画基本計画の進捗評価を行うため、市民委員を公募します。

- 募集人数 1人
- 対象 市内に在住・在勤、又は市内で公益的な活動を行っている人
- 任期 2年(令和4年4月～令和6年3月)
- 内容 平日の昼間、年2回程度
- 報酬 1回5,000円
- 応募方法 2月28日(月)(必着)までに応募用紙に必要事項を記入の上、郵送、Eメールまたは持参にて提出してください。応募用紙は、協働安全課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。
- 審査・結果 選考結果は、後日、書面でお知らせします。